

薬局許可申請書（新規）の提出部数及び記載上の注意

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
許可申請書 〔手数料 34,100円(現金)〕 R5. 4. 1 現在		1	1 薬局の構造設備の概要欄は「別紙のとおり」とし、平面図に概要を記載してください。 2 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載してください。 3 特定販売を行う場合、裏面の書類等についても提出が必要です。 4 申請者の欠格条項欄は、該当する事実がなければ「なし」（申請者が法人であって薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合は「全員なし」）と記載してください。 5 調剤に従事しない薬剤師がいる場合、又は要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事しない薬剤師がいる場合は、備考欄にその旨を記載してください。 6 薬剤師が省令で規定する理由により不在にする場合でも開局することがあり得る場合は「有」に丸をつけてください。
添 付 書 類	(1) 薬局の管理者	1	1 薬剤師名簿登録（販売従事登録）年月日は、最初（旧免許）に登録した年月日を記載します（裏書きがある場合は、その年月日となります。）。 2 週当たり勤務時間数に変動がある場合は、週平均により算出してください。
	(2) その他の薬剤師又は登録販売者	1	
	(3) 医薬品の販売業を併せ行う場合、販売又は授与する医薬品の区分	1	取り扱う医薬品（薬局医薬品・薬局製造販売医薬品・要指導医薬品・一般用医薬品）の区分等について記載してください。
	(4) 兼営事業の種類	1	申請する薬局において他の薬事関連業務の許可を取得している場合に記載します(例：「高度管理医療機器等販売業・貸与業」、「毒物劇物一般販売業」等)。該当がない場合は、「なし」と記載してください。
	(5) 一日平均取扱処方箋数	1	取扱処方箋数は、平均推定数を記載してください。
1 平面図	1	1 薬局の構造設備の概要（配置図）を記載し、要指導医薬品・第一類医薬品・指定第二类医薬品の陳列場所（情報提供設備までの距離）、冷暗貯蔵設備、毒薬貯蔵設備、及び情報提供設備を明示します。 2 薬局及び調剤室等の寸法(内寸)及び面積を記載してください。	
2 調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要／医薬品の販売又は授与を行う体制の概要	1	1 調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要について記載してください。 2 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要について記載してください。 3 上記1及び2の事項をすべて記載することができない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙として添付してください。	
☆3 登記事項証明書（申請者が法人の場合）	1	1 法人の目的に「薬局経営・調剤・医薬品の販売」等に関する業務の記載が必要です。 2 6か月以内に発行されたものが有効です。	
☆4 開設者の診断書	1	申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ添付してください。 ※診断年月日から3か月以内のものが有効です。	
☆5 証 書（使用関係を証明する書類）	1	薬剤師又は登録販売者が申請者（法人の場合も含む。）に雇用されている場合に添付が必要です。ただし、勤務薬剤師・勤務登録販売者で、都内の他の薬局等において提出済（特別区長、八王子市長及び町田市長に提出したものを除く。）の場合は、省略できます。	
☆6 資格証明書	1	薬剤師：薬剤師免許証の写し及び本証を持参してください。 登録販売者：販売従事登録証の写し及び本証を持参してください。	

- 薬局において放射性医薬品（放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第1号に規定する放射性医薬品をいう。以下同じ。）を取り扱う場合（厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。）は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類を提出してください。
- 管理者が、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第8条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者であるときは、同条第3項の再教育研修終了登録証を提示し、又はその写しを添付してください。
- 薬局開設許可申請受付及び許可証の交付は、薬局所在地を管轄する東京都保健所の窓口で行います。なお、薬局が特別区内にある薬局については、管轄する各特別区の保健所の窓口で行います。
- ☆印の書類については、都内の他の薬局等において提出済（特別区長、八王子市長及び町田市長に提出したものを除く。内容に変更がなければ、添付を省略することができます。その場合は、申請書等の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項（薬局等の所在地、名称等）を記入してください。
- 原本照合を要する書類については、申請者が申請書等の余白に、申請者氏名及び原本と相違ない旨を記載することにより、写しの提出のみでも差し支えませんが、調査時等に別途原本を確認させていただくことがあります。

特定販売を行う場合に 必要な提出書類		提出 部数	記 載 上 の 注 意
添 付 書 類	(1) 特定販売を行う 医薬品の区分	1	特定販売で取り扱う一般用医薬品及び薬局製造販売医薬品について記載してください。
	(2) 広告に使用する 名称	1	1 薬局の正式名称と異なる場合にのみ提出してください。 2 複数の名称を使用する場合は、その全てを記載してください。
	(3) 特定販売に使用 する通信手段	1	1 特定販売で使用する通信手段について記載してください。 2 複数の通信手段を使用する場合は、その全てを記載してください。
	(4) 特定販売を行う 時間及び特定販売 のみを行う時間が ある場合、その時間	1	1 特定販売を行う時間（曜日を含む。）について記載してください。 2 営業時間と開店時間が異なる場合、その時間を記載してください。 3 曜日によって特定販売のみを行う時間が異なる場合、その全てを記載してください。
	(5) 主たるホーム ページアドレス (インターネット広告 を行う場合)	1	1 特定販売で使用する通信手段について記載してください。 2 複数のホームページで広告を行う場合、その全てを記載してください。 3 ホームページを閲覧するためにパスワード等が必要な場合は、当該パスワードを記載してください。 4 ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合、ホームページアドレス部分には「別添のとおり」と記載し、当該ソフトの入手方法等に関する資料を提出してください。
	(6) 特定販売の監督 に必要な設備等の 概要	1	特定販売のみを行う時間がある場合は、特定販売を行う方法に応じて、以下に掲げる設備等のうちいずれかを整備し、記載してください。 ア インターネット環境で行う場合 イ 電話やカタログ等で行う場合 (ア) テレビ電話 (イ) デジタルカメラ及び電子メール (イ) デジタルカメラ及び電子メール (イ) デジタルカメラ及びファクシミリ (ウ) 携帯電話(画像を送信できるものに限る。) (ウ) 携帯電話(画像を送信できるものに限る。) (エ) その他同等とみなせるもの (エ) その他同等とみなせるもの
主たるホームページ の構成の概要		1	1 ホームページで一般用医薬品及び薬局製造販売医薬品の特定販売を行う場合、当該ホームページのメインページのイメージを印刷し、提出してください。 2 複数のホームページで一般用医薬品及び薬局製造販売医薬品の特定販売を行う場合、その全ての当該ホームページのメインページのイメージを印刷し、提出してください。 3 カタログ等を用いて特定販売を行う場合、その概要が分かる資料を提出してください。
薬局業務 運営ガイ ドライン 運用指針	薬局の独立性の 申告書	1	
	非薬剤師の申告 書及び確認書	1	薬局の申請者が薬剤師ではない場合にのみ提出してください。 (ただし、法人の代表者が薬剤師の場合は不要)